

1 - 1. 東海支部規則

	規則内容
第1条	(名称) 当支部は、公益社団法人日本鑄造工学会東海支部（以下、支部）と称する。
第2条	(目的及び事業) 支部は、公益社団法人日本鑄造工学会（以下、本部）事業を支援するとともに、支部所属の会員（以下、支部会員）の相互の交流を進め、鑄物に関する学問及び技術の向上、普及を図り、鑄造工業の発展に寄与することを目的として、次の事業を行う。 (1) 講演会、講習会等の開催事業 <事業区分：公1> 全国講演大会、講演会、技術講習会、シンポジウム、YFE関連事業（懇話会）、工場見学会、子ども鑄物教室、鑄造カレッジ、人材育成事業、など (2) 鑄造工学に関する調査研究及び相談事業 <事業区分：公2> 研究部会活動、研究報告書、各種研究会、など (3) 表彰及び奨励事業 <事業区分：公3> 本部表彰、支部表彰、本部奨励、など (4) 鑄造工学に関する 広報誌等発行による普及啓発事業 <事業区分：公4> 本部学会誌発行（研究論文、技術論文、現場技術改善事例、会告） 支部活動発信（支部ホームページ）、など (5) 本会の目的を達成するための事業 本部発信の特命事業（2016年世界鑄造会議、など） (6) 本会の法人管理・運営に関する事業 支部総会、理事会、各種委員会の開催、など (7) その他、適当と認められる事業
第3条	(構成及び委嘱) 支部会員は、愛知、三重、岐阜、静岡、長野の五県に在住の本部加入会員とする。
第4条	支部に次の役員を置く。 (1) 支部長 1名 (2) 副支部長 1名 ※必要に応じておく（第3項参照） (3) 顧問 若干名 (4) 理事 30名以内(支部長、副支部長を含む) (5) 会計監事 2名 (6) 代議員 100名以内 また、支部に以下の役職を置く。 (7) 名誉理事 おおよそ30名 (8) 幹事 100名以内 2 会長から委嘱を受けた理事（第6条）を支部長とし、かつ支部の代表理事とする。 3 副支部長は次期支部長として支部会務を把握する必要があると判断される場合、あるいは、将来の支部長候補者として育成する必要があると判断される場合に設置する。
第5条	理事、会計監事、代議員は支部会員であって自薦、他薦の候補者の中から支部総会の決議によって選任、支部長が委嘱する。ただし、 理事は改選期に70歳未満 と定める。
第6条	支部長は、理事のうち本部代議員の中から理事会で推薦し、会長の委嘱を受ける。理事会での推薦にあたっては、副支部長経験者を優先する。なお、本部代議員とは本部理事選挙において本部理事候補者として選出された会員である。
第7条	副支部長は、理事の中から支部長が推薦、理事会の承認を経て、支部長が委嘱する。
第8条	顧問は、支部会員あるいは元会員であって、本部役員経験者及び支部役員経験者（第4条第1項の役員）の中から支部長が推薦、理事会の承認を経て、支部長が委嘱する。
第9条	名誉理事は支部会員あるいは元会員であって、本部の名誉会員、会長、副会長、ならびに支部長及び副支部長、10年以上の支部理事経験者、鑄造関係法人代表、及びその経験者とし、理事会の承認を経て、支部長が委嘱する。
第10条	幹事は、原則として支部会員の中から理事会の承認を経て、支部長が委嘱する。

	規則内容
第11条	(職務) 支部長は、法令及びこの規則で定めるところにより、支部を代表してその会務を総理する。 なお、支部長が会務執行に支障をきたす場合には、副支部長または支部長が指名した理事がこれを代行する。
第12条	顧問は、支部事業の円滑運営のために支部長からの要請を受けた会務を執行する。また、支部長の補佐役として理事会、支部総会に出席して意見を述べるができる。
第13条	副支部長は、法令及びこの規則で定めるところにより、支部長の補助役として支部の会務を執行する。
第14条	理事は、理事会を構成し、法令及びこの規則で定めるところにより、支部の会務を執行する。
第15条	会計監事は、法令の定めるところにより、支部の会計業務及び財産を監査及び調査する。 また、その結果を毎年、支部総会に報告する。 2 前項の規定による監査及び調査の結果、この支部の財産に関し不正の行為又は法令若しくは規則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを支部総会に報告しなければならない。
第16条	代議員は支部総会に出席し、支部の会務に関する重要な事項を決議する。
第17条	名誉理事は、支部事業の円滑運営のために支部長・理事の補佐役として拡大理事会、支部総会に出席して意見を述べるができる。
第18条	幹事は、支部長及び常設委員会担当理事の意を受けて支部の会務を企画し、運営に参画する。 (常設委員会担当理事は第21条を参照)
第19条	(運営) 支部の事業を遂行するために、必要に応じ理事会(拡大理事会を含む)及び支部総会を開催する。 支部総会は原則として毎年4月に開催する。
第20条	理事会は、理事の過半数の出席(委任状を含む)で成立、その決議は出席した理事の過半数をもって行う。 2 支部総会は、代議員の過半数の出席(委任状を含む)で成立、その決議は出席した代議員の過半数をもって行う。
第21条	支部総会の決議並びに各年度の事業及び予算・決算は、会長に報告する。
第22条	理事は、理事会を構成し、支部の事業、運営等重要事項を議決する。この理事会の議長は支部長とする。 2 理事は、企画、研究部会、人材育成、編集、広報、渉外、財務・会計、庶務の常設委員会と表彰、役員選考・選出の選考委員会のいずれかの業務を担当する。ただし、重任は妨げない。 <常設委員会> (1) 企画担当理事は、 <u>企画委員会</u> を統括する。 (2) 研究部会担当理事は、 <u>研究部会委員会</u> を統括する。 (3) 人材育成担当理事は、 <u>人材育成委員会</u> を統括する。 (4) 編集担当理事は、 <u>編集委員会</u> を統括する。 (5) 広報担当理事は、 <u>広報委員会</u> を統括する。 (6) 渉外担当理事は、本部及び他支部との対外業務を統括する。 (7) 財務・会計担当理事は、支部財政に関する業務を統括する。 (8) 庶務担当理事は、支部運営に関する業務を統括する。 <選考委員会> (1) 支部長は、 <u>支部表彰選考委員会</u> を統括する。 (2) 役員選考・選出担当理事は、 <u>支部役員選考委員会及び本部代議員候補者選出委員会</u> を統括する。
第23条	(任期) 役員(除く顧問)及び名誉理事、幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
第24条	顧問の任期は前条の拘束を受けない。

	規則内容
第25条	(経費) 支部の経費は、支部予算（本部交付金、寄附金及びその他）より支弁する。
第26条	(会計年度) 支部の事業会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
第27条	(規則の改廃) 本規則の改正は、支部総会の議決及び本部の理事会の議決を経て行う。

1. 支部規則制定&改訂履歴

- ・昭和24年11月30日制定
- ・昭和37年3月 改訂
- ・昭和49年3月 改訂
- ・平成5（'93）年7月1日改定
- ・平成7（'95）年7月1日改定
- ・平成13（'01）年4月5日改定
- ・平成14（'02）年4月4日改定
- ・平成24（'12）年4月13日改定
- ・平成28（'16）年4月8日改定
- ・令和2（'20）年4月10日改定：支部規則 帳票スタイル更新 [規則変更なし]